

# 平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-4-1)

施策名	4-1 経営革新・創業促進	担当部局名	中小企業庁長官官房参事官付	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	<p>○中小企業・小規模事業者にビジネスチャンスを生み出すべく、起業・創業、技術開発等の取組を支援する。                  ○農林水産物や観光資源等の地域資源を活用して行う事業に対して、補助金から融資制度まで総合的な支援を実施するとともに、地域の支援体制を強化するため、具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を整備し、専門家派遣等を実施する。                  ○また、地域コミュニティとしての機能を有している商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図ることによって、中小企業の成長を地域の経済活性化につなげていく。</p>			政策体系上の位置付け	4 中小・地域
達成すべき目標	<p>○小規模事業者の活力向上を図るため、創業・第二創業支援などを基本的施策に盛り込んだ法整備を進めるとともに、小規模事業者に焦点を当てた施策を実施する。                  ○地域経済を活性化させるため、地域資源の発掘・支援ネットワークの構築等の支援や地域資源法の見直しを実施する。                  ○起業・創業者に対する資金支援等を行い、創業を促すことで将来の開業率10%を目指す。                  ○中小企業・小規模事業者の経営を強化・安定させるために、技術開発から販路開拓等を支援し、2020年までに黒字企業の倍増を目指す。</p>			目標設定の考え方・根拠	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度	25年度	26年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 中小企業基本法
	282,308 (276,559)	225,453 (213,119)	37,951		

## 【測定指標】

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 小規模企業振興	小規模企業振興のための法整備を進める	26年度	25年度において、小規模活性化法を制定し、「小規模基本法」の制定、「小規模支援法」の改正に関する閣議決定を行ったところ。26年度においては、閣議決定を踏まえて法律の制定・改正を目指す。
2 地域のリソースの活用・結集・ブランド化	地域資源活用促進法の見直しを含め、地域資源の発掘、支援ネットワークの構築や一層のブランド化を図る	26年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、記載。
3 中小企業の開廃業率	開業率が廃業率を上回る状態にし、開・廃業率10%台を目指す	—	25年度に策定した「日本再興戦略」において、KPIとして設定。
4 黒字中小企業・小規模事業者数	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	32年度	25年度に策定した「日本再興戦略」において、KPIとして設定。

【参考指標】

測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					24年度 Ⅳ期	25年度 Ⅰ期	25年度 Ⅱ期	25年度 Ⅲ期	25年度 Ⅳ期	26年度 Ⅰ期	26年度 Ⅱ期	
1 日銀短観における中小企業の業況判断DI	-	-	-	-	▲ 14	▲ 12	▲ 8	▲ 4	3	7	2	・中小企業の業況を判断する指標。
測定指標	基準値	基準年度	見込み	年度	年度ごとの実績値							参考指標の選定理由及び見込み値の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 東京商工リサーチにおける企業倒産動向	-	-	-	-	11,719	10,537	-	-	-	-	-	・中小企業の業況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 中小企業再生支援協議会事業	4,700 (3,578)	4,335 (3,503)	4,439	平成20年度	3	(再生支援) 商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、事業再生の専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。 また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画(私的整理の合意文書)の策定を支援する。 (事業引継ぎ支援) 47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を行う。	-	0168
2 小規模事業者対策推進事業	2,173 (1,685)	1,839 (1,612)	1,881	平成14年度	1	(1)地域機関の小規模企業支援事業 ※1/2補助等 ・「地域力活用新事業創出支援事業」: 商工団体、小規模企業、自治体等の連携によるコミュニティビジネスや地域資源活用による新商品・サービス等の新事業創出支援する。 (2)全国機関の地域機関指導事業 ※6/10補助等 ・全国商工会連合会・日本商工会議所による商工会・商工会議所等地域機関の経営指導員研修、中小企業支援施策の普及推進事業を実施する。	-	0169
3 小規模事業者経営改善資金融資事業	3,600 (3,600)	3,600 (3,600)	4,000	昭和56年度	1	商工会・商工会議所等の指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、株式会社日本政策金融公庫が、無担保・無保証・低利で経営改善のための資金を貸し付ける「マル経融資(小規模事業者経営改善融資制度)」の実施に当たり、同公庫に対して、金利低減のための財政措置を講ずる。	-	0170
4 中小企業連携組織対策推進事業	580 (443)	536 (440)	555	平成12年度	1	1. 指導機関等関連事業【2/3、6/10、1/2、1/3、定額】 ・①人件費②都道府県中央会への指導等③組合への指導等④調査研究・情報提供等を支援する。 2. 中小企業活路開拓調査・実現化事業【6/10、定額】 ・新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業に対して支援する。	-	0171
5 地域自立型買い物弱者対策支援事業	56 (-)	857 (652)	86	平成24年度	-	買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対して商品購入機会を与えるための販売拠点の整備や移動販売事業など、買い物機会を提供する事業に補助金を交付する(補助率2/3)。この際に、買い物弱者対策と併せて、高齢者の安否確認、食事配達等のように、地域の生活基盤サービスの提供を一体的に行うものを優先的に支援する。 予算補助の対象者は、民間事業者や特定非営利法人等の法人格を有する者から公募により選定する。 本事業の実施により、モデル地域を創出し、横展開を図ることにより買い物弱者対策地域の増加に貢献する。	-	0177

6	認定支援機関等研修事業	- (-)	121 (70)	16	平成25年度	-	経営力強化支援法に基づく認定支援機関に対し、再生計画や経営改善計画、海外展開事業計画策定支援の能力強化のため、経営改善計画や事業再生計画、海外展開事業計画等の作成等を手がける大手会計法人、ビジネスコンサルティング会社等が講師とする研修を全国各地で開催する。	-	0179
7	農業成長産業化実証事業	- (-)	131 (129)	551	平成25年度	-	本事業では、ターゲットとなる大規模海外市場を明確にした上で、国際的に競争力を有すると認められる工業技術や商業ネットワーク等を活かした日本型「先端的農業システム」を活用し、市場ニーズを捉えた収益性の高い効率的な生産・加工・流通等をトータルパッケージで実施するとともに、ブランド構築によって市場獲得・シェアの拡大を実現する。	-	0182
8	地域中小商業支援事業	- (-)	3,471 (1,273)	398	平成25年度	-	(1)中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 商店街振興組合、商工会、商工会議所及び民間事業者等が、集客事業の実施や空き店舗の有効活用など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については、補助率最大2/3)の補助金を交付する。 ②中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベータ施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率最大2/3)の補助金を交付する。 (2)地域商業再生事業 商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り組まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り組まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化が図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する。 (3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等研修事業等を実施する。(補助率6/10)	-	0186
9	中心市街地魅力発掘・創造支援事業	- (-)	2,220 (714)	280	平成24年度	-	まちの魅力を高めるための知恵の掘り起こし、人材派遣、先導的取組の実証を重点的に支援。(1/2又は2/3の補助)また、事業を強力に推進するため、地域に根付いた「まちづくり会社」や商店街組織等を支援の中核とするとともに、徹底した効果検証システムを内在化させる。	-	0189
10	新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業	- (-)	734 (696)	730	平成24年度	3	・大企業からのカーブアウト案件や全国各地のビジネスコンテストの入賞案件等から成長力のある案件を選定し、支援者による徹底したハンズオン支援を通じて、ビジネスプランを事業化につなげる。 ・これにより、創業前や創業後初期の支援に係る手法やノウハウを向上させることで、優良な支援人材を育成する。 ・また、支援者のネットワークを形成し、そのハンズオン支援の過程で得られた手法やノウハウを他の新事業創出支援者へ横展開する。 ・特に、大企業発の案件については、スピンアウト等を阻む課題(労働債務、知財保護等)の解決策の確立を図る。 ・また、ベンチャー経営者、支援者を大学に派遣すること等により起業家教育の充実を図り、新事業創出の裾野を拡大する。	-	0191
11	中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略)	- (-)	4,498 (0)	-	平成25年度	3	地域経済を牽引する市町村の中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を実施する。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることが出来る業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能を支援する。また、商業等の機能を整備するための事前調査に対する支援を行う。併せて、重点的な支援以外にも、中心市街地に対する支援策については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため拡充する。	-	0193

12	小規模事業者等人材・支援人材育成等事業	- (-)	- (-)	310	平成25年度	1	優れた技術・技能を有する者を技術継承支援者として認定し、ものづくり小規模事業者等が、製造現場等において中核として働く人材に、技術継承支援者の行う講習を受講させる際の経費の一部を補助し、使いこなし能力、多能工のための技術・技能の向上、指導力向上、現場改善力の向上を図る。また、「地域人材育成コーディネーター」を中心とした、地域の複数の中小企業等による「地域人材育成コンソーシアム」の組成を支援し、地域の企業間での人材育成を目的とした出向・他社でのOJT研修による人材育成等の実証を行うことで、地域の中小企業における人材育成を推進する。さらに、認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定し、事例を取りまとめて、広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図ると共に、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援機関を選定できる体制の整備を図る。	-	0198
13	消費税転嫁円滑化等支援情報システム開発事業	- (-)	167 (0)	333	平成25年度	-	中小企業・小規模事業者等が、消費税増税後も取引を適正化し、事業機会を拡大しつつ、雇用の維持や賃金上昇に寄与するため、取引適正化情報システムの開発、支援ポータルサイト「ミラサポ」の機能強化及びITクラウドを用いたビジネスマッチング等を実現するためのシステム構築の実証を行う。	-	0199
14	小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業	- (-)	400 (400)	850	平成25年度	1	(1)小規模事業者等の経営診断情報(カルテ)を統合データベースとして整備し、経営課題に応じたきめ細かな支援情報の提供や継続的な支援等に活用する。 (2)①小規模事業者を支援する者(経営指導員等)が、ITを活用した販路開拓等を行おうとする事業者に対して、適切な助言や指導を行うための研修を実施する。また、小規模事業者に対して、HP作成から各種eコマースサイトの利用、注文に対する対応等のノウハウ等について、セミナーやe-learningを通して幅広く情報提供等を行う。 ②小規模事業者等に対し、中小企業基盤整備機構が専門家を派遣して海外向け販路の構築を支援するとともに、それに伴うホームページの外国語化、代金決済システム構築の経費の一部を補助する。併せて、物流企業とのマッチングを実施し、海外販路構築をパッケージ化して支援する。	-	0201
15	健康寿命延伸産業創出推進事業	- (-)	- (-)	870	平成26年度	-	企業や保険者等が、健康寿命延伸産業を活用し、従業員・被保険者等の健康増進・医療費削減・労働生産性向上に取り組む活動の投資対効果を実証する。 併せて、医療機関・民間事業者・自治体等が連携して、健康寿命延伸に資する食事や運動サービスを提供するために不可欠な制度設計及び情報基盤整備など、必要な事業基盤の構築を行う。	-	新26-0017
16	中心市街地再興戦略事業費補助金	- (-)	- (-)	690	平成26年度	3	地域経済を牽引する市町村の中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を実施する。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備や、魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等に対する支援を行う。加えて、コンパクトシティの形成を進めていく上で生じうる、周辺地域における日常的な商業機能の減退(いわゆる買物弱者問題)等の課題を解決する事業に対する支援を行う。	-	新26-0018
17	まちプロデュース活動支援事業委託費	- (-)	- (-)	190	平成26年度	3	開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成する。 また、中心市街地活性化の理念、意義、内容について理解が深まるよう普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域と人材プールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援します。	-	新26-0019
18	地域創業促進支援事業	- (-)	- (-)	749	平成26年度	3	○創業スクール 全国300箇所「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行う。	-	新26-0020

19	ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業	- (-)	- (-)	12,600	平成26年度	4	<p>○戦略的基盤技術高度化支援事業 補助対象者:「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体 補助上限額:初年度4,500万円(2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助) ①大学、公設試等による設備投資及び研究・開発等に要する経費を支援する(うち1,500万円を上限、補助率:定額)。 ②中小企業・小規模事業者が行う研究・開発や販路開拓を支援する(補助率:2/3)。</p> <p>○シーズ発掘 中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、マッチング促進の場を設定し、事業シーズの発掘を支援。 補助上限額:1,000万円(補助率:定額)</p> <p>○橋渡し研究 補助対象者:中小企業・小規模事業者、大学、公設試等を含む共同体 補助上限額:初年度2,000万円(補助率:2/3、2年目は、初年度と同額を上限として補助)</p>	-	新26-0021
20	地域商業自立促進事業	- (-)	- (-)	3,900	平成26年度	3	<p>(1)地域商業自立促進事業 商店街等とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等が行う、①地域経済循環の促進に資する地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や、②地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組及び、③商店街の商機能に着目した供給力を強化する取組等に対し、支援を行う。(補助率・・・①、②:2/3、③(①、②と併せて実施):2/3、③のみ(法認定※有り):2/3、③のみ(法認定※無し):1/2) ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律</p> <p>(2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等研修事業等を実施する。(補助率6/10)</p>	-	新26-0022
21	グローバル農商工連携推進事業	- (-)	- (-)	680	平成26年度	-	<p>民間事業者・団体、大学等研究機関、地方自治体等から構成される、コンソーシアムが戦略品目を選定し、①先端技術を活用したグローバルな大規模農業生産・加工・流通の統合されたシステムによるバリューチェーンの構築(補助率2/3) ②ターゲット市場ニーズを捉えたブランド構築等による需要の拡大(定額補助)をトータルパッケージで行う実証事業に補助を行う。</p>	-	新26-0023
22	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	- (-)	- (-)	4,120	平成26年度	1.3	<p>①よろず支援拠点:地域の中小企業・小規模事業者の創業、経営革新、金融支援、事業再生などの各種の経営課題に対し、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を全国で47箇所設置する。個々の認定支援機関、地域プラットフォーム(認定支援機関等のネットワーク)、全国ベースでの公的支援機関、支援機関以外の業務連携先と協力して、各種の経営課題に対し、きめ細かな支援を実施する。 ②支援ポータルサイトの運用:支援ポータルサイト「ミラサポ」を運営し、中小企業・小規模事業者の経営課題に応じて、国や地方の支援情報・支援施策を分かりやすく提供するとともに、専門家や先輩経営者と時間や場所にとらわれずに相談ができる場(コミュニティ)を提供する。 ③専門家派遣:地域の中小企業・小規模事業者の多様かつ高度な経営課題に対応するため、よろず支援拠点や地域プラットフォームを通じて、支援ポータルサイトの専門家データベースを活用しつつ、専門家を派遣する。</p>	-	新26-0024
23	小規模事業者等人材・支援人材育成事業	- (-)	- (-)	470	平成26年度	1	<p>・中小サービス業のリーダーを育成するための事業 ※定額補助、2/3補助 小規模サービス事業者や地域のサービス産業活性化を担う人材と、成功企業(異業種も含む)や成功地域とのマッチングを行い、座学に留まらないインターンシップ型の研修を組成する。こうしたマッチングやインターンシップに係る費用を補助する。</p> <p>・小規模事業者支援人材(経営指導員)の育成事業 ※定額補助、委託 小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供を行う。</p>	-	新26-0025
24	中小企業・小規模事業者連携促進支援事業	- (-)	- (-)	1,076	平成26年度	4	<p>中小企業が行う法律認定を受けた新連携、農商工等連携の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展、試験販売ほか)等の取組を支援する(補助上限:3000万円/件、補助率:2/3)。 また、農商工等連携の推進のため、ネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小企業者と農林漁業者の連携体構築等を促進する取組を支援する(補助上限:2,000万円、補助率:2/3)。</p>	-	新26-0026

25	中小企業・小規模事業者 経営力強化融資・保証事業 うち中小企業経営力強化 資金融資事業	- (-)	- (-)	750	平成26年度	4	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けて、創業又は事業拡大・新分野開拓等を行う者を対象に、株式会社日本政策金融公庫の低利融資制度を実施する。	-	新26-0027
26	中小企業者等の試験研究 費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	-	法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる)。	-	-
27	中小企業の事業再生に伴 う登録免許税の軽減措置	-	-	-	平成21年度	3	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従って事業譲渡や会社分割を行う場合の登記について、登録免許税を軽減する(株式会社の設立登記(上限3,000億):0.7%→0.35%、会社分割による不動産所有権移転登記:0.4%→2.0%等)。	-	-
28	開業時の登録免許税及び 印紙税の課税免除措置の 創設	-	-	-	平成25年度	3	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税、印紙税の免除措置を講ずる。	-	-
29	中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	-	中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。	-	-
30	少額減価償却資産の損金 算入特例	-	-	-	平成15年度	-	中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することができる。	-	-
31	土地の譲渡所得に対する 特別控除(地域商店街活 性化法に係るもの)	-	-	-	平成21年度	-	地域商店街活性化法に基づく「認定商店街活性化事業計画」又は「認定商店街活性化支援事業計画」の用に供するために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得について1,500万円の特別控除又は損金算入を認める。	-	-
32	土地の譲渡所得に対する 特別控除(中心市街地活 性化法に係るもの)	-	-	-	平成10年度	-	認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡する場合に、譲渡所得から1,500万円を特別控除することを認める。	-	-
33	商業・サービス中小企業活 性化税制の創設	-	-	-	平成25年度	-	青色申告書を提出する中小卸、小売、サービス業を営む者が一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を認める。	-	-
34	再生ファンドによって複数 の金融機関から債権買取 りを受け、再生企業が債務 免除を受ける場合の企業 再生税制の適用及び少額 資産の評価損の損金算入	-	-	-	平成25年度	-	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。 また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
35	中小企業に対する交際費 課税の特例	-	-	-	平成26年度	-	中小法人等が支出する交際費については、定額控除限度額(損金算入限度額)が800万円に引き上げられている。	-	-

36	小規模事業者経営改善資金	-	-	-	昭和48年度	1	金融確保の面できわめて困難な立場に置かれている小規模事業者に対し、商工会・商工会議所等による経営指導と併せて、無担保・無保証の低利融資を行うことで、小規模事業者の経営改善を促進する。	-	-
37	新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	-	-	-	平成17年度	3	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するため、これらの事業活動に必要な資金の貸し付けに関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設ける制度。	-	-
38	新事業育成資金	-	-	-	平成11年度	3	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援する。	-	-
39	女性、若者／シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	3	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-
40	再挑戦支援資金	-	-	-	平成19年度	3	日本政策金融公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者を支援する。	-	-
41	IT活用促進資金	-	-	-	平成12年度	-	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術(IT)の活用を図る中小企業者を支援する。	-	-
42	地域活性化・雇用促進資金	-	-	-	昭和62年度	-	地域における中小企業者の企業立地の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために支援する。	-	-
43	企業再建・事業承継支援資金	-	-	-	平成14年度	-	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、安定資金を供給し、自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業者の事業承継の円滑化を支援する。	-	-
44	挑戦支援資本強化特例制度(資本性劣後ローン)	-	-	-	平成20年度	3	新規事業や企業再建等に取り組み、地域経済活性化等に資する事業(雇用効果の認められる事業、地域社会に不可欠な事業、技術力の高い事業など)を行う中小企業者を支援する。	-	-
45	企業活力強化資金(商業振興関連)	-	-	-	平成7年度	-	財政基盤が脆弱かつ経営資源が乏しい中小小売事業者や特定会社等に対して資金供給を円滑にし、経営の近代化・合理化等を図る。	-	-
46	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度	-	-	-	平成26年度	-	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る商業施設等で認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が平成27年3月31日までに取得等するものにつき、5年間30%の割増償却が適用できる。	-	-
47	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	-	-	-	平成26年度	-	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供するため、その事業の実施区域において、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に係る登録免許税が1/2に軽減される。	-	-